

平成29年6月1日  
(公社)福井県観光連盟

## 第9回福井県優良観光土産品推奨事業実施要領

- 1 目的 福井県優良観光土産品推奨事業は、福井県の観光土産品の中から食品衛生、品質、公正表示、郷土色等で優れた観光土産品を推奨することにより、観光土産品の発掘および育成を図るとともに、福井県観光事業の振興に寄与することを目的とする。また、今回は、特に平成30年度に開催される「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」(国体・障スポ)の開催に向け、来県客に本県を印象付ける土産品の開発を促進する。
- 2 実施主体 主催 公益社団法人福井県観光連盟  
後援 福井県、(一社)福井県物産協会  
福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会
- 3 実施方法
  - (1) 商品の出品について
    - ① 出品部門
      1. 「国体・障スポ部門」
      2. 「菓子部門」 3. 「弁当・総菜・麺類部門」
      4. 「その他飲食品部門」 5. 「民芸品・キャラクター部門」(例)
      1. 「国体・障スポ部門」・・・「はぴりゅう」に関連した土産品、国体・障スポに向けて新たに開発した土産品等
      2. 「菓子部門」・・・菓子類全般
      3. 「弁当・総菜・麺類部門」・・・弁当、寿司、総菜、そば等
      4. 「その他飲食品部門」・・・漬物、農水産加工食品、調味料、地酒、ご当地飲料等
      5. 「民芸品・キャラクター部門」・・・民芸品、工芸品、キャラクターグッズ等
    - ② 出品者  
土産品の製造、販売等の業者など
    - ③ 申請方法  
申請書(別紙様式1)および商品2点を提出してください。
    - ④ 申請期間  
平成29年8月21日(月)～10月20日(金)まで
    - ⑤ 審査実施日  
平成29年11月8日(水)～9日(木)(予定)
    - ⑥ 出品料
      - ア 国体・障スポ部門  
1品につき 3,000円
      - イ その他の部門
        - (ア) 新規商品 1品につき 5,000円  
(「新規商品」とは、今回初めて出品するもの、または過去に出品したもので内容量や形状などに改良が加えられた商品です。)
        - (イ) 更新商品 1品につき 3,000円  
(「更新商品」とは、第8回審査会に出品し推奨の認定を受けている商品です。推奨期間は2年間となりますので、改めて審査を受ける必要があります。)
    - ウ 出品数  
出品数に制限はありません。

なお、同じ商品名であって、価格、内容量が異なる場合は同一商品とみなします。

エ 出品料の請求

申請書を提出していただいた後に、請求書を送付しますので、審査日前日までに  
お振込願います。

(振込み先) 福井銀行 県庁支店 普通 1062319

口座名義 シヤクイクンカンゴレンメイ(スイヨウミヤギヒ)

※恐れ入りますが振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

4 出品の基準

(1) 必須条件

- ①福井県内において製造・加工されているものであって、現に販売されているもの、または申請期限日（10月20日）までに販売が見込まれるものであること。
- ②食品類については、「観光土産品の表示に関する公正競争規約」（12 その他留意事項参照）に決められている事項が守られているものであること。

(2) 新商品部門へのエントリー条件

- (1) の必須条件を満たし、前回の審査実施日（平成28年2月4日）以降に販売されているもの、または今回の申請期限日までに販売が見込まれるもの

5 審査に当たっての観点等

- ①郷土色が豊かであること。
- ②デザインが優れていること。
- ③品質が優れていること。
- ④包装が優れていること。
- ⑤携帯または輸送が便利であること。
- ⑥価格が適当であること。
- ⑦品質表示等が適正であること。

6 申込方法

必要書類	提出期間	提出場所
① 別紙申請書（様式1）	平成29年 8月21日（月）～ 10月20日（金）	(公社) 福井県観光連盟  910-0003 福井市松本3-16-10 (職員会館ビル内)
② 添付書類 賞、特選等の表示のあるものについては、その根拠となるものの写しを添付してください。		
③ 出品商品の送付 店頭での販売する状態のもの1商品につき、2点送付してください。 ※「民芸品・キャラクター部門」と「その他飲食品部門」の酒類については1商品につき1点送付してください。 ※なお、原則として見本品の返却はいたしません。	申請書提出～ 平成29年 11月1日（水）  ※腐りやすいものについては、個別に相談	tel(0776)20-0741 fax(0776)23-3715  申請書はFAX可

## 7 推奨品の認定

上記の観点に基づき、審査会を行い、優良と認められたものを「福井県優良観光土産品」として推奨品に認定します。

## 8 入賞

上記「福井県優良観光土産品」の中から優秀な商品に対し、次の各賞を授与します。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 最優秀賞     | 1点           |
|              | (副賞 旅行券2万円)  |
| (2) 優秀賞      | (各部門5点) 25点  |
|              | (副賞 旅行券各5千円) |
| (3) 新商品部門優秀賞 | (各部門1点) 5点   |
|              | (副賞 旅行券各5千円) |

※各賞の重複受賞はありません。

## 9 推奨の特典

- (1) 推奨状や推奨マークシールを利用し「福井県優良観光土産品推奨品」として、商品を広く観光客にアピールできます。
- (2) 入賞商品については、福井県アンテナショップ「ふくい青山291」、福井市観光物産館「福福館」、および「西武福井店」において、平成30年1～3月頃に期間限定で展示・即売会を開催する予定です。(それぞれ、1～2週間程度)
- (3) 「国体・障スポ部門」の入賞賞品は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会に係る標章およびマスコット等の使用料を免除します。(マスコット等の使用に当たっては、「標章およびマスコット等の使用の手引」(<http://fukui2018.pref.fukui.lg.jp/both/license/index>)を参照してください。)
- (4) 「福井県優良観光土産品推奨品」は全て、(公社)福井県観光連盟のホームページ「ふくいドットコム」において「福井の土産品」として写真および商品説明を掲載し、PRします。詳しくはホームページをご覧ください。[http://www.fuku-e.com/040\\_souvenir/](http://www.fuku-e.com/040_souvenir/)
- (5) 入賞商品は、(公社)福井県観光連盟が作成する印刷物等で広くPRします。

10 推奨期間 2年間(平成29年12月1日～平成31年11月30日)

## 11 結果発表

- (1) 入賞商品については、出品者に通知するとともに、表彰式のご案内をします。
- (2) 推奨品として認定されたものについては、推奨状と推奨マークシールを郵送します。推奨マークシールは、500枚贈呈しますので対象商品に貼付してください。なお、追加ご希望の場合は、実費相当分(1枚1円)をご負担いただきますようお願いいたします。

## 12 その他留意事項

「観光土産品の表示に関する公正競争規約」とは、公正取引委員会・消費者庁の認定を受けて自主的に設定する業界のルールで、観光客が土産品を購入するときに正しい商品選択ができるように、また業界の公正な競争秩序を確保することを目的として全国観光土産品公正取引協議会が設定したものです。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

① (一社)全国公正取引協議会連合会 <http://www.jfftc.org/>

公正競争規約とは → 規約条文一覧(表示) → 菓子類等31観光土産品  
(第3条、第4条、第5条、第7条)

②全国観光土産品公正取引協議会 <http://www.miyagehin.com/kyogikai/>  
公正競争規約

13 問い合わせ先

(公社)福井県観光連盟 (担当：山田、青山)

〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル1階

電話 0776-20-0741

FAX 0776-23-3715

メールアドレス aoyama@fukuioyado.com